



令和7年度 国民健康保険税のお知らせ

国民健康保険税は、国民健康保険に加入している皆さんから納付していただく税金です。本市では今後の財政見通しなどを踏まえ、今年度の国民健康保険税率等を改正しました。また、地方税法施行令改正に伴い、課税限度額および軽減判定基準も改正しました。

- 【改正内容】 ①税率：医療分と支援分の税率等を上げました。
②課税限度額等：一世帯あたり課税の上限額と前年所得が一定額以下の場合の国保税の軽減基準を改正しました。

令和7年度 国保税の税率等（年額）	変更あり	変更あり	変更なし
	医療分	支援分	介護分
所得割（令和6年中所得－基礎控除43万円）×税率	5.7% → 6.0%	2.2% → 2.6%	2.3%
均等割（同一世帯の被保険者1人当たり）	18,700円 → 19,700円	8,200円 → 8,800円	10,600円
平等割（1世帯あたり）	13,900円 → 15,000円	6,000円 → 6,700円	5,700円
課税限度額（合計額の上限）	65万円 → 66万円	24万円 → 26万円	17万円

※軽減基準額については、市広報5/1号をご参照ください。

出前講座（市広報5/1号に出前講座の全メニューが掲載されています）

酒田市では市民の皆さんが知りたい、聞いてみたいという施策や事業・制度のしくみを分かりやすく伝える「出前講座」を行っています。国民健康保険に関するメニューは下記の2つがあります。ご利用になりたい場合は開催希望日の2週間前までに担当課へご連絡ください。

講座メニュー	内 容	担当課	※業務の都合によりご希望日程に沿えない場合があります。 ※政治、宗教、営利を目的とした催しや酒宴を伴う場合、団体のメンバー以外に、不特定多数の参加者を募る場合は不可。
知っておきたい市税のはなし③ （国民健康保険税編）	医療を支える国民健康保険税のしくみを解説します。	税務課 ☎26-5711	
みんなの国民健康保険	国民健康保険制度を分かりやすく説明します。	国保年金課 ☎26-5727	

令和7年4月より入院時の食事代が変わりました

健康保険法施行令の改正により、令和7年4月1日から入院時の食事代（標準負担額）が以下のとおり一部変更されました。

住民税課税世帯			490円/食 → 510円/食
住民税非課税世帯	低所得Ⅱ	過去12か月の入院日数が90日以下	230円/食 → 240円/食
		過去12か月の入院日数が91日以上*	180円/食 → 190円/食
	低所得Ⅰ		110円/食（変更なし）

※の区分に該当する方は、標準負担額減額認定証の申請が必要（マイナ保険証の場合も必要）です。ご相談ください。

令和7年度より、
医療費のお知らせが変わります。
令和6年11月～
令和7年10月受診分を
令和8年1月下旬に発送します。
詳しくは市ホームページを
ご確認ください。



国保から大切なお知らせです

お問合せ

国保年金課国保係
☎26-5727

毎年7月は国民健康保険の「資格情報のお知らせ」や「資格確認書」、各種医療証の切替えの時期です。国保年金課から郵便物が届いたら、必ず内容を確認してください。※令和6年12月より、保険証は発行されなくなりました。

国民健康保険 「資格情報のお知らせ」・「資格確認書」

◇対象となる方

国民健康保険に加入している全ての方。

	交付されるもの	有効期限
マイナ保険証あり	資格情報のお知らせ*	記載なし
マイナ保険証なし	資格確認書	7月31日

※令和6年12月以降に「資格情報のお知らせ」を交付している方へは送付いたしません。

◇注意点

- ・「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」は、7月下旬に世帯主の方へご家族の分をお送りします。
- ・会社に勤めたり、家族の扶養につくなど他の健康保険に加入したときは、ご自身や同じ世帯の方による国民健康保険の脱退の手続きが必要です。

満70～74歳の方

満70～74歳の方へは、窓口負担割合が記載された「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」を交付します。窓口での負担割合は2割、一定以上の所得の方は3割です。

※新しい負担割合は、令和6年中の所得をもとに判定します。

限度額適用（減額）認定証 有効期限7月31日

◇対象となる方

マイナ保険証をお持ちでない方で、入院や高額な外来診療のために限度額適用（標準負担額減額）認定証の交付が必要な方。

◇更新の手続き

案内通知を7月中にお送りしますので、必要に応じて手続きをお願いします。

◇注意点

- ・8月以降に入院や高額な外来診療を受ける予定のない方は、更新の手続きは必要ありません。
- ・世帯に令和6年中の税の申告をしていない方がいると認定証を更新することができません。忘れずに申告してください。

特定疾病療養受療証 有効期限7月31日

◇対象となる方

現在、特定疾病療養受療証を使って治療を受けている方。

◇更新の手続き

特にありません。7月中にお送りしますので、届いたらご確認ください。

〈お知らせ〉

窓口に来なくても郵送で国民健康保険の手続きを行えるものがあります。詳しくは本市のホームページ「郵送による国民健康保険の手続き」をご覧ください。

健康診断は毎年受けましょう！

✳**under40（若年者健診）** 35～39歳の国保加入者は半額で受けられます

39歳以下の方を対象にした健康診査です。若いうちから、年に一度は健診を受け、生活習慣を見直すきっかけにしましょう。

✳**特定健診・特定保健指導**

40歳から74歳の方を対象にした、メタボリックシンドロームに着目した健康診査です。

メタボリックシンドロームの予防と改善のため、食事や運動面での保健指導を早期に行い、生活習慣を改善することが目的です。

✳**がん検診** がん検診の費用を助成しています！

死因別死亡率の第1位はがんで、特に庄内地方は全国的にも高くなっています。

がんは早期発見できれば完治できるものも多く、自覚症状のない早期がんを発見することが検診の大切な役割です。



お問合せ

健康課成人保健係 ☎24-5733
検診受付電話 ☎22-6184